

都道府県知事 あて

農林水産省経営局長

女性の農業委員会への参画促進について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）においては、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が緊要な課題とされている。

この男女共同参画社会の形成に当たっては、政府が、その形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくことが重要であることから、平成 13 年に内閣府に男女共同参画会議を設置するなど男女共同参画の推進体制を強化してきている。

特に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との目標を設定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、目標達成に向けて計画的に取り組を進めるととされており、これを受けて、目標に関する代表的な指標が選定されており、農業委員会の委員についても、その一つとして定期的なフォローアップが行われているところである。

このように、男女共同参画社会の形成の機運が高まる中、そもそも農業委員会における女性の委員は、自らの経験等に基づく女性農業者ならではの視点を活かし、相続をはじめとする農地に関する諸問題に直面している女性農業者に対するきめ細やかな相談や各種の情報提供を行うとともに、都市と農村との交流といった視点を取り入れた遊休農地対策、食育の推進等について重要な役割を担うなど、地域の活性化に大きく貢献し、農村にとって必要不可欠な存在となっている。

このため、当省としても、従来から「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について」（平成16年11月1日付け16経営第4496号農林水産省経営局長通知）をはじめとする通知を発出する等により、女性農業者が農業委員に積極的に登用されるような取組の推進を図ってきているところである。

しかしながら、農業委員会の委員に女性が占める割合は依然4.2%と非常に低い水準にとどまっており、さらに、市町村合併等により農業委員会の委員の総数が減少している中で、本年7月に予定されている農業委員会の委員の統一選挙の結果、女性委員の占める割合が一段と低下することが強く懸念される。については、農業委員会の委員に女性が占める割合を30%とする目標に向け、今般の改選にあたり、その割合を着実に増加させるため、貴管下の市町村及び農業委員会に対して、農業委員会への女性の参画目標を設定するとともに、その目標の達成に向けた積極的な取組を行うよう、貴県より周知、指導の徹底を図られたい。

なお、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、別添のとおり福田内閣総理大臣からも発言があったことから、農業委員のみならず、女性の農協役員、指導農業士等への参画促進に向けても、関係機関に対し一層の指導方願います。